

平成27年度機構改革について

- ＜喫緊の課題＞
- 1 (仮称)健康都市宣言の具体的推進
 - 2 地域包括ケアシステム構築への対応
 - 3 子ども・子育て支援新制度への対応



＜機構改革のポイント＞

- ① 健康と福祉の一体的な推進を図り、地域包括ケアシステムへの対応を強化するため、福祉部を健康福祉部に改組し、課を再編する。
- ② 子ども・子育て支援新制度推進体制を強化するため、こども福祉部を新設する。

主な変更内容（別紙参照）

- ① (仮称)健康都市宣言を推進するため、保険年金課及び健康課を市民生活部から福祉部に移し、福祉部を健康福祉部とする。
- ② 地域包括ケアシステムに対応するため、高齢者福祉、障害者福祉など対象者別に分かれていた組織を、機能別に再編し、企画・地域支援・総合相談を担当する地域福祉課と福祉サービスの給付を担当する介護福祉課とする。
- ③ 子ども・子育て支援新制度の施行に対応するため、こども福祉部を設置し、子育て支援を進める子育て支援課と、保育や療育などを担当することも課を置くことで、一層の体制強化を図る。

実施時期

平成27年4月1日

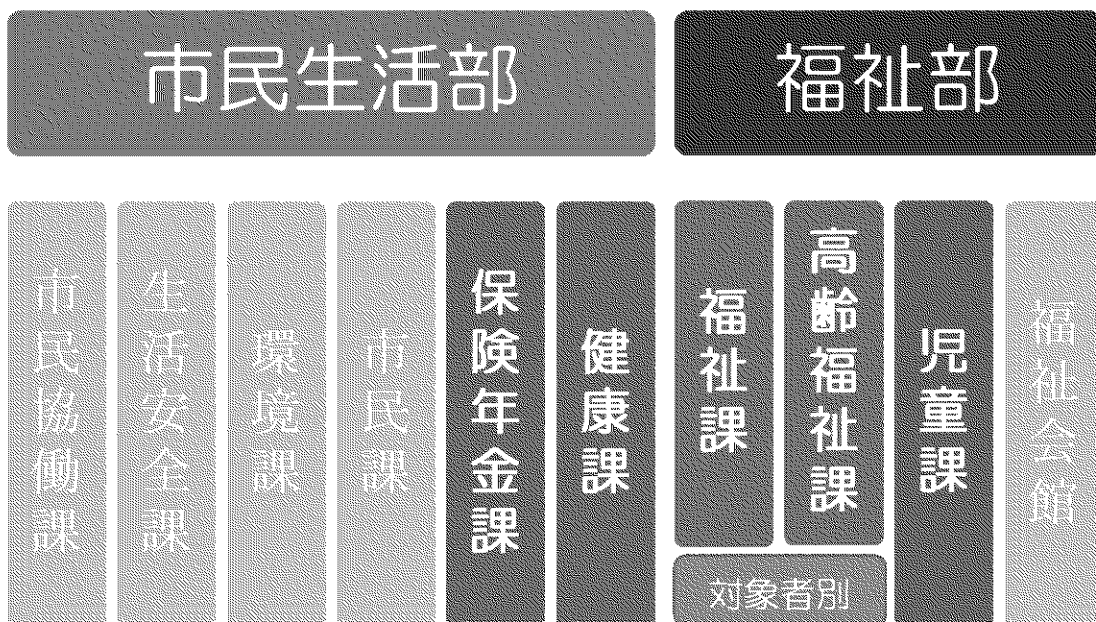
部課等の構成

(現行) 6部29課1室 → (新) 7部30課

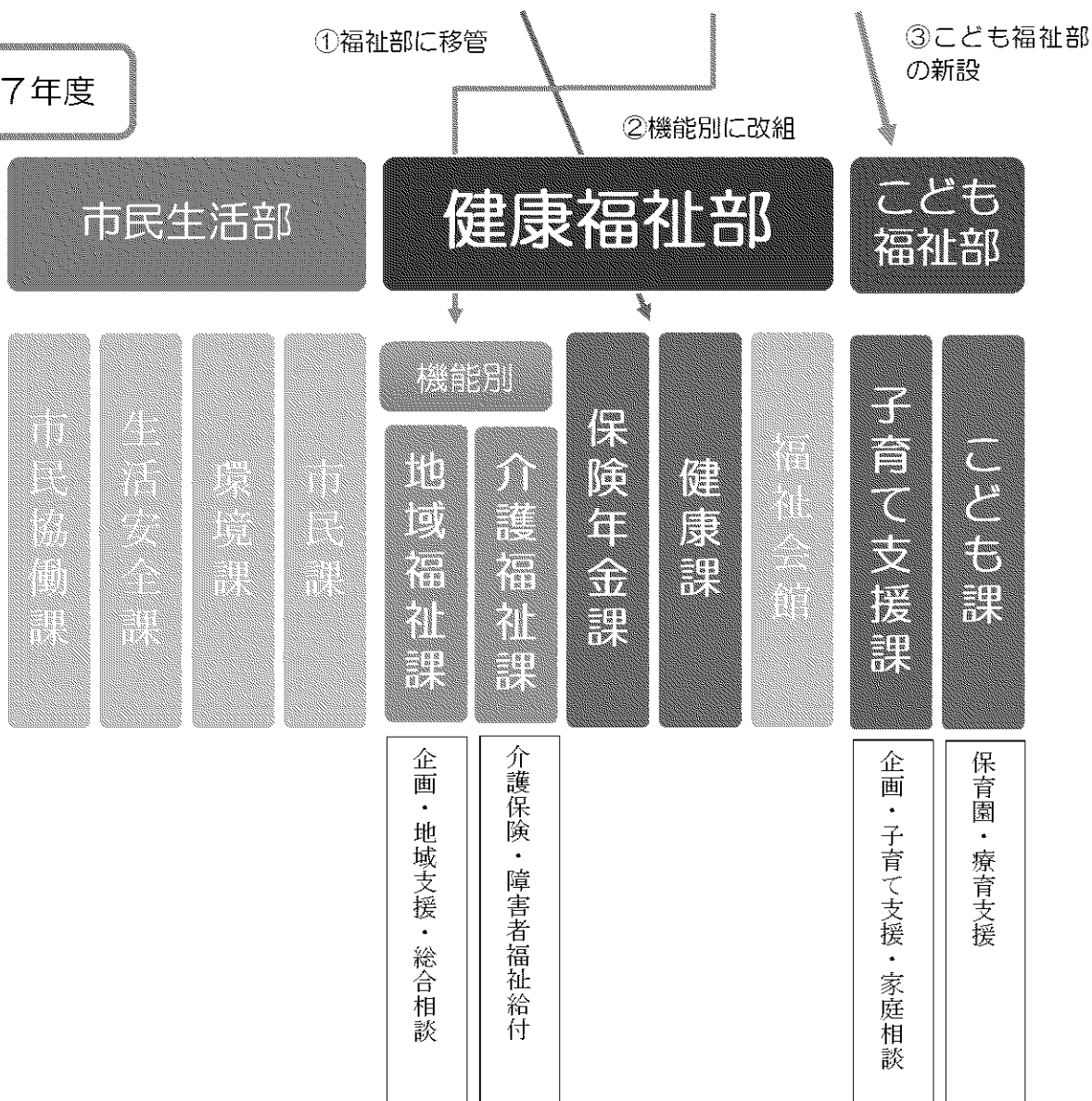
※市長部局、教育委員会事務局（議事課、会計課は除く）

※1室減は、建設経済部産業振興課田園フロンティアパーク整備室

平成26年度



平成27年度



日進市附属機関の設置に関する条例

平成 26 年 12 月 19 日
条 例 第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第 3 条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第 4 条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(旧附属機関の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に存する合議体で別表に掲げる附属機関のいずれかに相当するもの（以下「旧附属機関」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

- 3 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、旧附属機関の委員の残任期間とする。

別表 (第 2 条関係)

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	日進市名誉市民推挙委員会	名誉市民の推挙について調査審議すること。	10 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	2 年
	日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	日進市地域福祉計画に関すること。	15 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 区長経験者 (3) 民生委員児童委員の代表者 (4) 市民活動団体構成員 (5) 教育機関構成員 (6) 社会福祉関係事業者 (7) 公募の市民 (8) その他市長が必要と認める者	2 年以内

○日進市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和41年2月24日

条例第2号

改正 略

平成26年12月19日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「非常勤の職員」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 非常勤の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 日額で定められている報酬は、その者の職務従事後20日以内に支給する。

第4条 月額で定められている報酬は、その者が職務に従事した月の20日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 月額による報酬を受ける非常勤の職員が、月の中途において就職し、又は離職したときは、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

3 月額による報酬を受ける非常勤の職員が死亡したときは、その月まで支給する。

第5条 年額で定められている報酬は、毎年度3月に支給する。ただし、市長が分けて支給する必要があると認めるときは、市長の定める日に支給できる。

2 年額による報酬を受ける非常勤の職員が、年度の中途において就職し、又は離職し、若しくは死亡したときは、その日の属する月を含め月割りによって計算する。

(重複給付の禁止)

第6条 一般職又は特別職の職員で常勤のもの(以下「常勤の職員」という。)がこの条例の適用を受ける非常勤の職を兼ねるとき(その兼ねる非常勤の職員として受けるべき報酬が常勤の職員として受けるべき給料の額より多い額となる場合を除く。)は、その兼ねる非常勤の職員として受けるべき報酬は支給しない。ただし、職務に従事する時間が重複しない場合であって、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(費用弁償)

第7条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については、別表のとおりとし、外国旅行の旅費については、特別職の職員で常勤のものに支給する旅費の額を超えない範囲内で市長が定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、非常勤の職員に支給する旅費については、一般職の職員の例による。

(委任)

第8条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

別表(第2条、第7条関係)

区分	報酬		旅費
選挙管理委員会			日進市職員
委員長	年額	88,000円	の旅費に関する条例(昭和51年日進町条例第17号。以下「旅費条例」という。)に規定する副市長の職務にある者の相当額
	1投票につき	22,000円	
委員	年額	80,000円	
	1投票につき	22,000円	
わたしのまちのしあわせづくり委員会委員	日額	7,000円	